

働き方・休み方改善コンサルタント活用のご案内

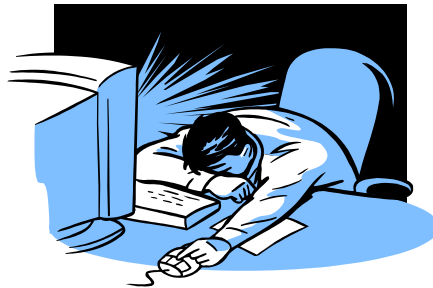
“仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）で
いきいき働き笑顔で暮らすやまなしを創ろう”

★仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進に取り組みましょう！

仕事と生活の調和については、平成19年12月にワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議において、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」（以下「憲章」という）及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（以下「行動指針」という）が策定されました。これを踏まえて山梨労働局では、労使、学識経験者等を参集した「やまなし仕事と生活の調和推進会議」を設置し、平成21年2月に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）でいきいき働き笑顔で暮らすやまなしを創ろう」との提言を取りまとめたところです。

また、平成22年6月には「憲章」及び「行動指針」が改定され、新たな目標も掲げられました。

健康で豊かな生活のための時間が確保できるような社会を目指して、働き方を見直し、仕事と生活の調和の実現に向けた取組を推進しましょう。



無料です

★『働き方・休み方改善コンサルタント』が労働時間全般の相談に応じます！

山梨労働局では、労働時間等の見直しや有給休暇の取得促進等に関する相談や助言を行うため、働き方・休み方改善コンサルタント（以下「コンサルタント」という）を配置しています。電話や来庁相談に応じているほか、ご希望に応じてコンサルタントが個別に事業場を訪問し、休日・休暇をより労働者の生活ニーズに適合したものに改善していくアドバイスや資料提供を無料で行っています。

コンサルタントは労働法制などに専門的な知識を有する社会保険労務士から任用されています。是非、コンサルタントを活用して、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に取り組んでいただきますようご案内申し上げます。

～企業が抱えるこんな悩みにコンサルタントが対応します～

- ・ 労働者の健康を確保するために、長時間労働を削減したい。
- ・ 労働時間管理の具体的な方法や変形労働時間制の導入について教えてほしい。
- ・ 年次有給休暇の取得率を上げたい。計画的に付与したい。
- ・ 助成金（職場意識改善助成金等）について知りたい。
- ・ その他、労働時間、休日等の働き方のルール（労働基準法）に関して相談したい。

※ご利用希望の場合は、裏面の申込書に必要事項を記載の上、FAX等にてお申込ください。

申込先 山梨労働局雇用環境・均等室 (FAX 055-225-2787)
働き方・休み方改善コンサルタント 行

働き方・休み方改善コンサルタント
利 用 申 込 書

働き方・休み方改善コンサルタントによるアドバイス等を申し込みます。

事業場名			
所在地	電話 () FAX ()		
事業の種類 (業務内容)		労働者数 (パート等含)	人
ご利用希望事項に○をご記入ください 1 事業場個別訪問 (希望日 平成 年 月 日頃) 2 社内教育・セミナー等の講師 3 資料(パンフレット・好事例等)の提供 4 その他 ()			
相談したい内容			

必要事項をご記入の上、FAX・郵送等により、下記までお申込ください(利用無料)。

お問合せ
申込先

山梨労働局雇用環境・均等室(担当:岸田)
〒400-8577
甲府市丸の内1-1-11
TEL 055-225-2851
FAX 055-225-2787